

人材確保や人材育成、生産性向上に 取り組む中小企業者の方へ

中小企業者向け県制度融資

(R7. 4. 1)



人材確保等促進融資

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体	
資金使途	人材確保や人材育成、生産性向上の取組に必要な運転資金・設備資金	
取組例 (一例)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保のための賃上げ ・社内研修の実施や、社外研修への参加費の負担・補助 ・外国人材の確保・定着のための取組（住宅補助や社内マニュアルの多言語化など） ・DXを進めるための機械やデジタルツールの導入 ・社員寮や従業員専用の駐車場などの整備 ・女性が働きやすい職場環境の整備(社内託児所やトイレ、更衣室など) 等 	
融資限度額	1億円	
融資期間	運転：7年以内(うち据置1年以内) 設備：10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	1.7%以内（保証付き責任共有制度対象外） 1.9%以内（保証付き責任共有制度対象） 2.2%以内（保証なし） ※厚労省の「業務改善助成金」の交付決定を受けた場合には、上記利率より0.2%引き下げとなります。(令和3年度～7年度までの助成金が対象)	
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	業務改善助成金の交付決定を受けた場合	人材確保等促進融資に係る事業計画書（別記様式8-6） 業務改善助成金の支給決定通知書の写し又は交付決定通知書の写し 等
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181